

令和4年度 第2回 除雪懇談会

- 1 開 会
- 2 出席者の紹介
- 3 建設部挨拶
- 4 資料の説明
- 5 除排雪等の作業状況の説明
- 6 質疑応答
- 7 閉 会

※ 個別案件につきましては、閉会后、市の担当者にお問合せいただくようお願いいたします。

令和4年度 第2回 除雪懇談会資料

1. この冬の除雪体制について

市では、今年度も市内を7つの地域に分けて、車道や歩道の除排雪、滑り止め材散布等の作業を一括して管理する地域総合除雪を実施しています。

各地域においては、除排雪作業等に対する窓口（除雪ステーション）を設置し、市民の皆さんからの問合せなどに対応します。

詳しくは別紙1「令和4年度 小樽市除雪だより」及び、別紙2「地域総合除雪業務の地域割表」を参照ください。

また、昨年度と同様にバス路線や主要な通学路及び観光に配慮した除排雪作業を継続して実施いたします。

2. この冬の除排雪計画について

市民の皆さんからお寄せいただいた御意見・御要望も参考に、今年度の除排雪計画を以下のとおり策定しました。

【1】除雪対策本部の設置

| | 令和4年度 |
|-----------------|------------------------|
| 除雪対策本部 の設置期間 | 11月 1日（火） ～3月31日（金） |

【2】除排雪作業に係る主な取組

（1）バス路線や主要な通学路等を優先した除排雪作業の継続実施

| 施策 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|--|--|
| 主要交差点等の 見通し確保 | バス路線や主要な通学路等の対象交差点における早めの除排雪作業を実施 （対象交差点：103箇所） | 左記の対象交差点に新たに5箇所を加えて除排雪作業を実施 （対象交差点：108箇所） |
| 主要な通学路の 歩行空間確保 | 小学校3学期の始業式前までに排雪作業等の実施を基本 | 左記同様 |
| 観光に配慮した 除排雪 | 小樽駅から小樽運河にかけての主要な路線及び小樽駅前広場の雪山処理、南小樽駅周辺、市道住吉線からメルヘン交差点までの歩行者導線を確保 （対象路線：12箇所） | 左記同様 |

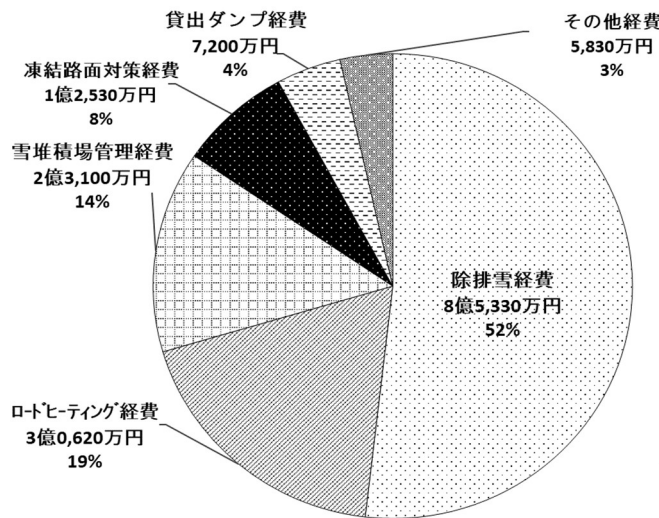
（2）ステーション区域の見直し

昨年度まで第1ステーションと第5ステーションで管理していた長橋旧国道線を全て第1ステーションの区域に編入し、路線全体を効率的に管理することとしました。

【3】除雪費の予算

(1) 令和4年度予算：16億4,610万円

下記の予算において、安全で円滑な交通を確保するため、適切な除排雪を実施いたします。



単位：金額 (万円)
割合 (%)

- 除排雪経費：除排雪作業に要する費用
- ロードヒーティング経費：ロードヒーティング稼動に係る電気代等の費用
- 雪堆積場管理経費：雪堆積場の管理に要する費用
- 凍結路面対策経費：砂散布等に係る材料・作業に要する費用
- 貸出ダンプ経費：ダンプトラック借上げに要する費用
- その他経費：除雪車両の点検修理等に要する費用

【4】除排雪路線等

市道等に関して、市で除排雪作業が可能な路線においては、次のとおり路線区分、主な出動基準、作業延長などを計画に位置付けています。

(1) 除排雪路線の延長等

1) 車道除雪計画路線

| 路線区分 | 主な出動基準 | 延長 |
|-------------------|---------------------------|-------|
| 幹線道路 (第1種路線) | 降雪量10cm以上が見込まれ、作業が必要なとき | 130km |
| 補助幹線道路 (第2種路線) | 降雪量15cm以上が見込まれ、作業が必要なとき | 285km |
| 生活道路 (第3種路線) | 交通障害が発生する恐れがあるとき(通常は圧雪状態) | 102km |
| 合計 | | 517km |

2) 歩道除雪計画路線

| 路線区分 | 主な出動基準 | 延長 |
|-------|-------------------------|-------|
| 歩道除雪A | 降雪量10cm以上が見込まれ、作業が必要なとき | 85km |
| 歩道除雪B | 原則、路線の排雪時に歩行空間を確保 | 15km |
| 歩道除雪C | 原則、路線の排雪時に雪山高を低減 | 14km |
| 合計 | | 114km |

3) 排雪計画路線(参考)

| 路線区分 | 主な対象道路(作業内容) | 延長 |
|-------|---------------------|-------|
| 排雪路線A | 幹線・補助幹線道路(運搬排雪※1) | 137km |
| 排雪路線B | 補助幹線道路・生活道路(投入排雪※2) | 56km |
| 排雪路線C | 生活道路(運搬排雪※1) | 77km |
| 合計 | | 270km |

※1 運搬排雪：道路の雪をダンプトラックを用いて雪堆積場へ運ぶ作業

※2 投入排雪：道路の雪をタイヤドーザ等を用いて近隣の雪押場へ押し込む作業

《補足》路線区分の詳細な場所は、小樽市ホームページで路線図をご覧いただけるほか、市の各窓口(建設事業室維持課、建設部庶務課、各除雪ステーション)でも閲覧できます。

(2) 雪堆積場の開設（予定）

市内6箇所の雪堆積場を市民の皆さんに開放します。

1) 市民の皆さんに開放する雪堆積場と開設期間

| 雪堆積場名 | 開設期間 |
|------------------|----------------|
| ① 祝津豊井浜雪堆積場 | 12月中旬～3月中旬（予定） |
| ② 幸1丁目雪堆積場 | |
| ③ 中央ふ頭基部雪処理場 | |
| ④ 望洋シャンツェ駐車場雪堆積場 | |
| ⑤ 銭函浄水場雪堆積場 | 12月中旬～1月下旬（予定） |
| ⑥ 銭函4丁目雪堆積場 | 2月上旬～3月中旬（予定） |

※ ①～⑤については、12月31日と1月1日は閉場します。

※ ⑥については、雪の状況に応じながら開設する予定です。

2) 開設時間

午前9時から午後5時まで

※（④望洋シャンツェ駐車場雪堆積場は午前7時から午後5時まで）

3) 雪堆積場の位置

雪堆積場の位置図（が雪堆積場です）

① 祝津豊井浜

② 幸1丁目

③ 中央ふ頭

④ 望洋シャンツェ

⑤ 銭函浄水場

⑥ 銭函4丁目

【雪堆積場での御注意】

雪を搬入する際は、雪の中に空き缶など異物が入らないようにしてください。

3. この冬の凍結路面对策について

【1】ロードヒーティング施設

ロードヒーティング施設は令和4年度においても、交通の安全が保たれる範囲で試験的な部分停止による節約運転や砂散布等の代替対応の試行を継続します。

| | 令和4年度（計画） | 備 考 |
|------|-------------------------|---|
| 稼働面積 | 約 55,100 m ² | 設置面積：約 70,500 m ² 設置箇所数及び延長：232箇所 14km (約15,400m ² は砂散布による代替対応) |

【2】令和4年度の部分停止試行箇所

昨年度の15箇所に加え、今年度は新たに下記の8箇所の部分停止を試行します。

| No. | 路 線（区 間） | No. | 路 線（区 間） |
|-----|-------------------|-----|-----------------|
| 1 | 稲穂沢新道線（R5交差点上） | 6 | 塩谷中学校山手通線（R5取付） |
| 2 | 上赤岩旧道線（赤岩会館近接交差点） | 7 | 塩谷丸山下通線（JR塩谷駅下） |
| 3 | 幸大通線（オタモイC団地横） | 8 | 停車場通線（徳源寺上） |
| 4 | 長橋線（北海道電力榑長橋変電所向） | | |
| 5 | 南山手線（旧天神小学校下） | | |

【3】砂散布作業

幹線道路のほか、ボランティアの皆様の御協力により、行政・市民との協働作業による砂散布を推進します。

| | 令和4年度（計画） | 備 考 |
|---------------|---------------|----------------|
| 機械による砂散布延長 | 約 67 km | 主に急坂な幹線・補助幹線道路 |
| 砂箱設置箇所数（仮設含む） | 666 箇所 | 主に急坂な生活道路 |
| 砂まきボランティア登録数 | 令和4年11月より登録開始 | 令和3年度実績：144件 |

4. この冬の貸出ダンプ制度について

この制度は、町会等が市に登録のある積込業者と契約して自主的に行う生活道路の排雪に対し、市の費用でダンプトラック（運転手付き）を派遣する制度です。

対象となる道路や利用に当たって守らなければならない条件等がありますので、詳しくは別紙3「令和4年度 貸出ダンプ制度 御利用の手引き」を参照ください。

【1】受付期間等について

| 受 付 期 間 | | 実 施 期 間 |
|-------------|--|---|
| 1 回 目 | 令和 4年 12月 1日（木） ～ 令和 4年 12月 14日（水） | 令和 5年 1月 13日（金） ～ 令和 5年 3月 13日（月） |
| 2 回 目 | 令和 4年 12月 1日（木） ～ 令和 5年 1月 31日（火） | 令和 5年 2月 20日（月） ～ 令和 5年 3月 13日（月） |

※ 今年度においても、昨年度と同様に抽選会を行わず、申込書に記入していただいた実施希望日で調整を行いますが、日程調整をスムーズに行うためにも実施希望日は必ず第3希望日まで御記入いただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

【2】制度の変更点について

今年度の制度内容については、昨年度と変更ありません。

【3】申込み等について

申込書等は、除雪対策本部事務局（建設部建設事業室維持課）と建設部庶務課で配布しているほか、HPでも入手できます。必要事項を記入し、直接以下の場所へ提出してください。

提出先：小樽市建設部庁舎2階 建設部庶務課 電話：32-4111（内線7346）

問合せ先：除雪対策本部事務局（建設部建設事業室維持課）電話：32-4111（内線7578）

5. 市民との協働による雪対策の推進について

本市の除排雪作業を今後とも持続可能なものとしていくためには、皆様との協働が欠かせません。特に以下の内容について、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

【1】除雪後に残った玄関・車庫前の雪の処理は、各家庭で

市の除雪作業は、限られた除雪機械で、交通量の少ない深夜から通勤・通学時間の前までの短時間で完了させなければならないことから、道路脇に雪を寄せる「掻き分け除雪」を実施しています。このため、これに伴い発生する「置き雪」については、沿道の各家庭で処理していただくことに御協力ください。

【2】除雪の雪を押し込む「空き地」の情報提供を

地域で発生した雪を地域内で処理することで、効率的で経済的な除雪が可能となることから、地域内の雪を押し込むことができる「空き地」の情報提供をお願いします。

【3】砂まきボランティア及び春先の道路清掃に御協力を

急坂道路や歩道などの滑りやすい箇所の砂散布及び春先の道路清掃に御協力をお願いします。詳しくは別紙4「砂まきボランティア募集のお知らせ」、別紙5「道路清掃のご協力に関するお知らせ」を参照ください。

6. その他のお知らせについて

【1】市ホームページ内の除排雪関連ページについて

市ホームページのトップページにある、「よく検索されるページ」内の「雪対策」から、除排雪関連ページへのアクセスができます。

【2】広報おたる12月号について

広報おたる12月号で今冬の雪対策に関する情報をお知らせします。

【3】除排雪計画説明会の変更について

昨年度まで、市道、国道、道道、札幌自動車道及び後志自動車道の除排雪計画等に関する説明会を開催しておりましたが、各道路管理者の除排雪計画等につきましては、除雪懇談会において情報提供する形式に変更いたします。（別紙6～別紙8を参照願います）

【4】除雪ボランティアの募集について

お年寄りや体の不自由な方宅の除雪を手助けする「除雪ボランティア」を募集しております。詳細については、社会福祉協議会へお問い合わせ願います。

7. 雪対策に関するお問い合わせ窓口について

| | | |
|------------------|---|---|
| ○ 除排雪の計画・管理について | } | 除雪対策本部事務局（建設部 建設事業室 維持課） 住所：花園5丁目10番1号 電話：32-4111（内線7578,7579） 27-0205（直通） FAX：27-4469 |
| ○ 貸出ダンプ制度について | | |
| ○ 砂まきボランティアについて | | |
| ○ 屋根からの落雪防止等について | } | 建設部 建築指導課（小樽市建設部庁舎2階） 電話：32-4111（内線7430,7431） FAX：32-3963 |
| ○ 福祉除雪関係事業について | } | 福祉保険部 福祉総合相談室（市役所本館1階） 電話：32-4111（内線301） FAX：22-6915 |
| ・置き雪除雪 | | |
| ・福祉除雪サービス | } | 小樽市社会福祉協議会 住所：富岡1丁目5番10号 電話：23-7847 FAX：32-5641 |
| ・屋根雪下ろし助成 | | |
| ・除雪ボランティア | | |

小樽市雪対策基本計画の具体の取組みについて

(重点施策 II 市民との協働による雪対策の推進)

(1) 小型除雪機の購入等支援の検討

市が行う除雪は、大型機械による作業が主となりますので、私道や除雪作業が行き届かない高齢者宅等においては、除雪が難しい状況にあります。

そのため、地域の方々が地域貢献のための除雪作業を行う場合、小型除雪機（10馬力程度）を活用した除雪作業を新たな協働の取組みとして、購入等支援にかかる制度設計の確立に向けて検討しており、今年度は町会等へアンケート調査を実施し、結果は下記のとおりとなりました。

1) アンケート実施期間

令和4年8月16日～令和4年9月16日

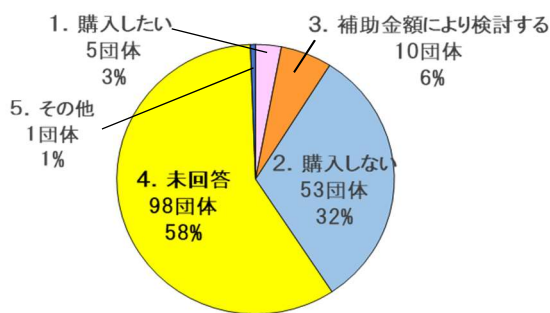
2) 配布先

167団体

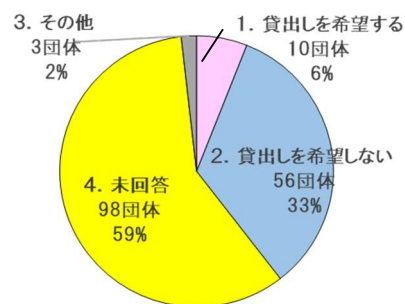
3) 回答数

69団体（回答率41.3%）

4) アンケート結果



【購入補助】



【無償貸出し】

5) まとめ

購入補助の希望は5団体(3%)、無償貸出しの希望は10団体(6%)ありました。

(補助金額によっては購入を検討したいと回答した団体は10団体(6%))

また、アンケートでは作業対象箇所を市道又は私道に限定し、個人の敷地を対象外としたところ、高齢者住宅や町内会館敷地（駐車場）も制度の対象としてほしい。との意見が寄せられました。なお、制度を利用しないと回答した団体の主な理由は、「町内で除雪作業する人がいない」「除雪機を保管する場所がない」「燃料費及び保険料に伴う費用負担が大きい」とのことでありました。

このことから、アンケート調査結果を踏まえ、作業対象箇所を市道又は私道のほか、公的施設での使用や福祉除雪の用途を考慮した箇所選定など、今後も支援制度について検討を進めてまいります。

(2) 雪押場（雪置場含む）確保の検討

道路の除雪作業で発生する置き雪は、各家庭での処理を基本としておりますが、雪押場が確保されることで、除雪後における置き雪量の軽減や地域内排雪量の減量につながるものと考えております。

そのため、地域内の土地利用に詳しい住民の皆さんと、空き地の情報等を共有し、連携と協力しながら、雪押場の確保を目指しているところであります。

市が除雪作業時に使用している「雪押場」などを確保する際、土地所有者の了解を得られやすくするよう取組みとして、固定資産税等の減免や謝礼金などの制度設計を検討しております。

今年度につきましては、他都市の導入事例の調査及び減免額等の試算などについて取り組んでおり、令和5年度に制度内容を確立し、令和6年度からの運用開始を目指しております。

令和4年度 小樽市除雪だより

◇除雪対策本部の開設について◇

除雪対策本部を11月1日に開設し、
建設事業室（花園5丁目10番1号）に本部事務局を設置しています。

連絡先：除雪対策本部事務局（建設部建設事業室）

Tel代表：32-4111（内線7578、7579） ※市役所閉庁日は当直

直通：27-0205 Fax27-4469 ※市役所開庁日のみ

◇皆さんに守っていただきたいルールとお願い◇

冬期間の道路の円滑な交通を確保し、安全で快適な市民生活を実現するため、市民の皆さんに下記の内容にご理解とご協力をお願いいたします。

【宅地内の雪出し禁止】

宅地内の雪などを道路に出すと、道路が狭くなったり、事故の原因になります。



【路上駐車禁止】

除排雪作業の妨げになります。



①玄関前等に残った雪の処理は各家庭で

道路除雪は、限られた時間で作業するため、玄関前などに雪が残ってしまいます。



②砂まき（砂回収）にご協力

つるつる路面に滑り止め材の散布や融雪期の滑り止め材の回収作業を行う「砂まきボランティア」を募集しています。



③雪押場の情報提供を

道路脇に堆積する雪の量を減らすことができます。



④屋根から落雪しないよう 管理の徹底を

歩行者を巻き込んだ事故につながる恐れがあります。



⑤子供を危険な場所で 遊ばせないで

道路脇に積まれた雪山で遊ぶと、滑り落ちて道路へ飛び出し、大きな事故になる恐れがあります。



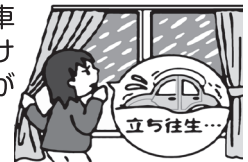
⑥冬は常に慎重な運転を

ロードヒーティング設置箇所においても、降雪状況などによって融雪が追いつかない場合があります。



⑦悪天候時は不要不急の外出を控えて

悪天候時に外出すると、「車が埋まった」「視界が悪く動けない」などの状況に陥る危険があります。



市の除雪の地域割とお問い合わせ先

※長橋旧国道線は今年度より
全線除雪第1ステーションになります

手宮地域
除雪第5ステーション
手宮2丁目5番
(手宮公園内)
☎64-5670
FAX64-5675

※長橋旧国道線に関するお問い合わせは第1ステーションまで

勝納地域
除雪第6ステーション
築港10番(市所有地内)
☎64-5403
FAX64-5404

若竹・桜地域
除雪第7ステーション
桜4丁目1番
(桜丘の上公園内)
☎64-1046
FAX64-1048

望洋台・朝里地域
除雪第3ステーション
新光1丁目19番
(あかしや公園内)
☎54-2902
FAX54-2909

北地域(蘭島、忍路、桃内地区含む)
除雪第1ステーション
塩谷2丁目10番
(旧建設事業室敷地内)
☎26-2789
FAX26-2859

※長橋旧国道線に関するお問い合わせは第1ステーションまで

松ヶ枝地域
除雪第2ステーション
花園5丁目10番
(建設部庁舎敷地内)
☎64-7057
FAX64-7056

【除雪に関するお問い合わせ先】

【国道】小樽開発建設部小樽道路事務所 (8時30分～17時15分)
☎22-9116 FAX33-1719 ※土・日曜日、祝日と時間外は☎32-3237

【道道】小樽建設管理部事業室事業課 (8時45分～17時30分)
☎54-7670 FAX54-5722 ※土・日曜日、祝日と時間外は転送電話

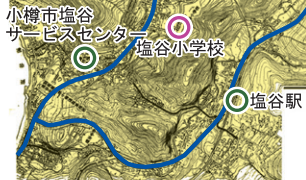
【市道】小樽市除雪対策本部事務局 (8時50分～17時20分)
☎32-4111 内線7578, 7579 ※市役所開庁日は当直
☎(直通)27-0205 FAX27-4469 ※市役所開庁日のみ

※各ステーション(11月中旬～3月下旬:8時50分～17時20分)※時間外は転送電話

| 凡 例 | |
|------------|-----|
| 種 別 | 記 号 |
| 市道幹線道路 | — |
| 国道・道道・高速道路 | — |
| 雪 堆 積 場 | ● |
| 小 中 学 校 | ○ |
| 主要施設 | ○ |
| 除雪ステーション | ● |

※銭函4丁目雪堆積場の位置については、
広報おたる12月号又は市HPを御参照ください。

銭函地域(張碓、春香、星野地区含む)
除雪第4ステーション
桂岡町5番(あけぼの公園内)
☎61-5368
FAX61-5367



地域総合除雪業務の地域割表

別紙 2

各地域の除排雪作業についてのお問合せは、以下の除雪ステーションへお願いします。

| | | |
|----------|---|--|
| 北地域 | 除雪第1ステーション 住所：塩谷2丁目10番（旧建設事業室構内） TEL：26-2789 FAX：26-2859 | |
| | 対象区域 | 忍路、オタモイ、幸、塩谷（1～4丁目）、長橋（1丁目21～27番、2丁目（長橋旧国道線）、長橋3丁目1～7番、8番の一部、4、5丁目）、桃内、蘭島 |
| | 業者名 | みかみ・進栄外1社共同企業体 （株みかみ建設、進栄建設(株)、(有)広川設備 |
| 松ヶ枝地域 | 除雪第2ステーション 住所：花園5丁目10番（建設部庁舎駐車場内） TEL：64-7057 FAX：64-7056 | |
| | 対象区域 | 稲穂（1丁目11、12番）、入船（2～5丁目）、奥沢、潮見台（1丁目1～10、19～23番、2～4丁目）、住ノ江（2丁目）、天神、富岡（1丁目1～5、13番）、花園（2、4、5丁目）、松ヶ枝、真栄、緑（1丁目1～4、7、8、17、20番、2丁目1～7番）、最上（1丁目1～5、12～19、26～35番、2丁目4～26番） |
| | 業者名 | 嶋田・創建外2社共同企業体 （株山修嶋田建業、(有)創建社、(株)水谷内建設工業、(株)小樽浄化センター |
| 望洋台・朝里地域 | 除雪第3ステーション 住所：新光1丁目19番（あかしや公園内） TEL：54-2902 FAX：54-2909 | |
| | 対象区域 | 望洋台（1、2丁目1～29番、3、4丁目）、朝里、新光、新光町、朝里川温泉 |
| | 業者名 | 近藤・鹿島道路外2社共同企業体 （近藤工業(株)、鹿島道路(株)後志出張所、(株)杉本運輸、(株)優建 |
| 銭函地域 | 除雪第4ステーション 住所：桂岡町5番（あけぼの公園内） TEL：61-5368 FAX：61-5367 | |
| | 対象区域 | 桂岡町、銭函（1～3丁目）、張碓町、春香町、星野町、見晴町 |
| | 業者名 | 小田・エス・エス荒井外2社共同企業体 （株）小田組、(有)エス・エス荒井建設、丸進工業(株)、石川建設合同会社 |
| 手宮地域 | 除雪第5ステーション 住所：手宮2丁目5番（手宮公園内） TEL：64-5670 FAX：64-5675 | |
| | 対象区域 | 赤岩、石山町、稲穂（5丁目）、色内（3丁目2～10番）、梅ヶ枝町、清水町、祝津、末広町、高島、手宮、豊川町、長橋（2丁目（長橋旧国道線を除く）、3丁目8番の一部、9～24番）、錦町 |
| | 業者名 | 日道・三景外2社共同企業体 （日本道路(株)小樽営業所、(株)三景建設、栄伸開発工業(株)、(株)コマツダ |
| 勝納地域 | 除雪第6ステーション 住所：築港10番（市所有地） TEL：64-5403 FAX：64-5404 | |
| | 対象区域 | 相生町、旭町、有幌町、稲穂（1丁目1～10番、2～4丁目）、入船1丁目、色内（1、2丁目、3丁目1、11、12番）、勝納町、堺町、東雲町、新富町、住ノ江（1丁目）、住吉町、築港、富岡（1丁目6～12、14～33番、2丁目）、長橋（1丁目1～20番）、信香町、花園（1、3丁目）、緑（1丁目5、6、9～16、18、19、21～31番、2丁目8～39番、3～5丁目）、港町、最上（1丁目6～11、20～25、36、37番、2丁目1～3番）、山田町、若松 |
| | 業者名 | 秋津・建設産業外2社共同企業体 （秋津道路(株)道南営業所、小樽建設産業(有)、翔建(有)、(有)五建工業 |
| 若竹・桜地域 | 除雪第7ステーション 住所：桜4丁目1番（桜丘の上公園内） TEL：64-1046 FAX：64-1048 | |
| | 対象区域 | 桜、潮見台（1丁目11～18番）、船浜町、若竹町、望洋台（2丁目30～32番） |
| | 業者名 | かさまる・嶋崎外1社共同企業体 （株）かさまる土建、(有)嶋崎産業、(有)八起 |

- ・ 各ステーションには、8：50～17：20まで担当者が詰めています。
（上記時間外及び担当者外出時は転送電話で対応します）
- ・ 電話がつかないときは、少し時間をおいてからおかけ直してください。
- ・ 除排雪の計画、管理、貸出ダンプ制度についての問合せは除雪対策本部事務局まで。
電話：32-4111（内線7578,7579）、27-0205（直通）

小 樽 市

令和 4 年度 貸出ダンプ制度 御利用の手引き

◇ はじめに

本制度は、昭和 5 4 年度から市民の皆様がその居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会又は団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会又は団体の排雪費用の軽減を図ることを目的としております。

御利用に当たっては、本書「貸出ダンプ制度 御利用の手引き」の内容を十分に御理解され、申し込みされますようお願いいたします。

小樽市建設部

◇貸出ダンプ制度の申込みについて◇

申込みに当たっては、以下の1から7までの内容を御確認の上、申込書を提出してください。

1 対象、対象外となる道路等について

申請対象及び対象外の道路等は、下表のとおりです。

| 対象となる道路 |
|--|
| 「積込業者が市に登録した積込機械」が作業できる道路（対象外の道路を除く）で、以下のいずれかの条件を満たすもの ① 除排雪路線に接続していること（5ページ「貸出ダンプ図例」①参照） ② 除排雪路線に接続していない場合は、ダンプの運搬作業が可能な道路に接続していること （5ページ「貸出ダンプ図例」②参照） |
| 対象外となる道路 |
| 「国道」、「道道」、「排雪路線A・B（旧排雪第1種・2種路線）」（6ページ参照）、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法指定路線（雪寒路線）」、「バス路線」 |
| 対象外となる雪 |
| ・ 転回場の面積が100㎡程度を超えた範囲の雪（5ページ「貸出ダンプ図例」①・②参照） ・ 屋根や住宅の敷地などの道路以外の雪 ・ 雪堆積場（空き地、駐車場等）の雪 ・ 集合住宅の敷地内通路の雪（5ページ「貸出ダンプ図例」③参照） ・ 排雪幅8mを超える路肩や法面及び転回場等の雪（5ページ「貸出ダンプ図例」③参照） |

●注意点

- 1) 積込機械の転回場が必要な場合は、1申請で1箇所を原則としますが、申請延長が概ね200mを超える場合は最大2箇所までとします。（ただし、設置箇所は200m区間ごとに1箇所とします）
- 2) 転回場を必要とする場所は、道路幅員が8m以内のみとします。（道路幅員が8mを超える場合、転回場の申請は対象外とします）（5ページ「貸出ダンプ図例」③参照）
- 3) 転回場の規模は、1箇所につき100㎡程度とします。（5ページ「貸出ダンプ図例」②参照）
- 4) 排雪路線B（投入排雪）の生活道路（旧排雪第3種路線）につきましては、本制度の対象外となります。

2 実施期間等について

実施期間等は、下表のとおりです。

| | |
|------|---|
| 実施期間 | 令和5年1月13日（金）から令和5年3月13日（月）まで |
| 時 間 | 原則として、午前8時から午後5時まで |
| 日 数 | 1申請で、連続3日以内 |
| 利用回数 | 同一箇所最大2回まで（2回目の利用について、4ページの注意事項に記載がありますので御確認ください） |

●注意点

- 1) 実施期間については、今冬の気象状況等により変更する場合があります。
- 2) ダンプは、当該道路の作業量や作業日の配車状況等により、御希望の車種及び台数を変更させていただく場合があります。

3 積込業者及び使用機械について

積込業者については、町会又は団体が**市に登録のある業者から選定**し、使用機械等の費用を負担することになります。登録業者については、7ページの「令和4年度貸出ダンプ積込登録業者一覧表」を御確認ください。

使用機械については、**積込業者が市に届け出た機械に限定**し、現場に適さない機種については、市の指導により変更していただくことがあります。

4 受付期間等について経緯

受付期間等は、下表のとおりです。実施日は1回目と2回目に分かれております。

| | | 受付期間 | 実施期間 |
|---------------------------|---|-------------------------------|------------------------------|
| 受付期間等 | 第1回目 | 令和4年12/1(木) ～ 令和4年12/14(水) | 令和5年1/13(金) ～ 令和5年3/13(月) |
| | 第2回目 | 令和4年12/1(木) ～ 令和5年1/31(火) | 令和5年2/20(月) ～ 令和5年3/13(月) |
| ● 電話での受付は行いませんので、御注意願います。 | | | |
| 提出書類 | <input type="checkbox"/> 申込書及び現場見取図 ※ 申込書と現場見取図の両方に、町会等における 代表者の方の捺印 が必要となります。 ※ 現場見取図は 最新の地図を添付 するように、御協力をお願いいたします。 ※ 申込書の 実施希望日・時間については、第1～3希望日を御記入 してください。 <input type="checkbox"/> 積込業者からの「見積書の写し」又は「契約書の写し」 ※ 団体負担額が1時間当たり3,000円未満の場合、制度を利用できません。 | | |
| 申込場所 | 小樽市建設部庁舎2階(小樽市花園5丁目10番1号) 建設部庶務課 電話 32-4111(内線7346) | | |
| 受付時間 | 午前9時00分から午後5時20分まで(土・日曜日、祝祭日を除く) | | |

5 抽選会について

今年度においても、昨年度と同様に抽選会は行いません。

※実施日につきましては、申込書に御記入していただいた実施希望日を基に市で日程調整を行います。近年のダンプトラック不足等により派遣台数の確保が困難となってきた状況から、実施希望日は必ず第3希望日まで御記入いただきますよう、御理解と御協力をお願いします。

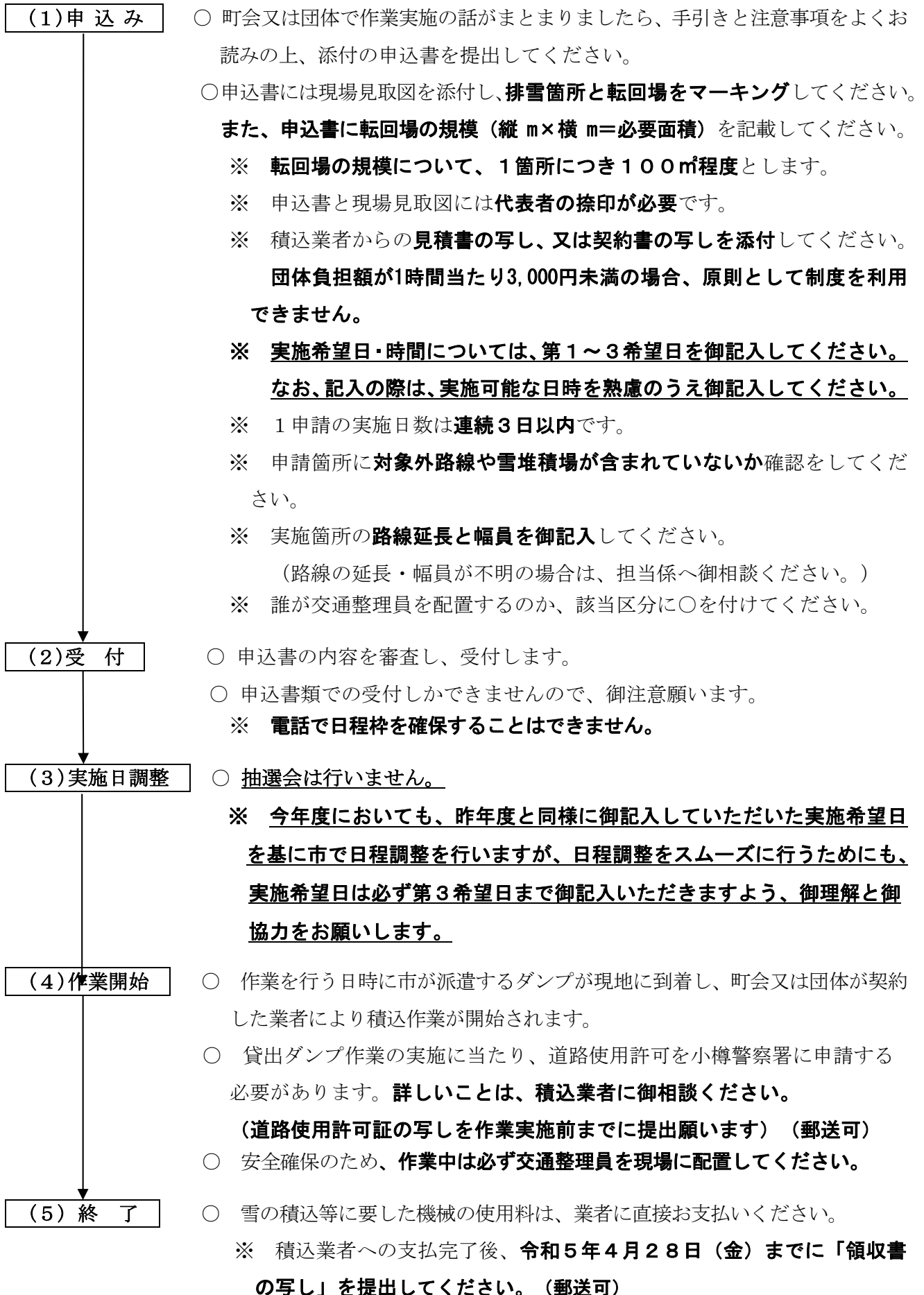
6 領収書の提出について

積込業者への支払完了後は、**令和5年4月28日(金)までに**領収書の写しを提出してください。領収書の提出がない場合は、次年度の貸出ダンプの利用を制限する場合があります。

7 その他

- ・作業実施に当たっては、事前に地域の皆様への周知をお願いいたします。
- ・申込書の様式が変更になっておりますので、必ず、最新の様式を使用してください。

◇ 貸出ダンプ実施の流れ

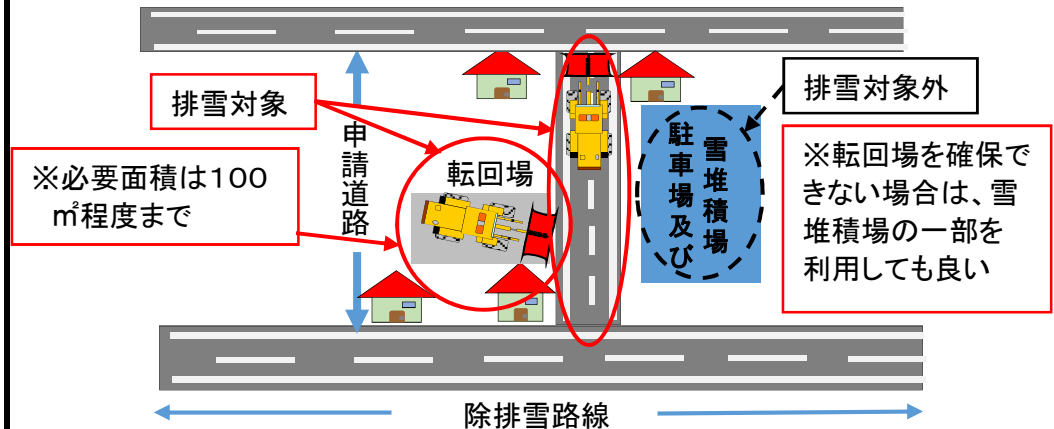


◇ 注 意 事 項

- (1) **抽選会は行いません。今年度においても昨年度と同様に申込書に御記入していただいた実施希望日で調整を行いますので、実施希望日は熟慮のうえ御記入してください。**
なお、日程調整をスムーズに行うためにも、実施希望日は必ず第3希望日まで御記入いただきますよう、御理解と御協力をお願いします。
- (2) 土曜、日曜日及び祝日は大変混み合いますので、平日の日程も御検討ください。
- (3) 作業日程につきましては、市の除排雪の日程により、作業日の変更を調整する場合がありますので御理解ください。
また、**実施予定箇所が市の排雪と重複し、市が排雪を実施する場合や貸出ダンプの2回目の利用において、市の担当者が降雪・現場状況を確認し排雪が必要ないと判断した場合は、ダンプの派遣を中止することがありますので御理解ください。**
- (4) 実施希望日に当たっては、事前に町会又は団体と積込業者で打合せを行い、実施可能な日を複数日用意してご記入ください。
また、**日程の変更は実施日の2営業日前の正午までをお願いいたします。それ以降の変更は受け付けられませんので御注意ください。なお、書類の提出については「貸出ダンプ日程変更等連絡票」を参考にしてください。**
- (5) 積込機械の選定は、市に届け出た機種で現場の状況に合ったものにしてください。
場所によっては、作業を円滑に行うため、かき出しタイヤドーザー等補助機械の使用を市が指導することがあります。
- (6) 作業時の安全確保のため、**作業中は必ず交通整理員を配置し、大変危険ですので作業関係者以外は立入らないよう御注意願います。**
- (7) 本制度は、道路の除排雪を目的とするものですので、**屋根や駐車場などからの雪出しや雪堆積場の排雪は御遠慮ください。制度対象外の排雪を行ったことを確認した場合、次回の利用を制限する場合があります。**
本年度も、市のパトロールを、平日、土・日曜日及び祝日に実施する予定です。
- (8) 積み込む雪に、土砂、ゴミ、油又は木片等が混じっておりますと、**環境汚染の原因となりますので、事前に取り除くなど御配慮願います。**
- (9) 使用機械により、排雪を実施した道路や周辺の施設等を破損させた場合（融雪後に発見された場合も含む）は、**被害者への対応と補修を、速やかに行うようお願いいたします。**
- (10) 原則として雪捨場は排雪場所から最も近い場所となりますが、混雑状況等により変更となる場合があります。
また、道路状況によりダンプの運行に時間を要する場合がございますので御了承ください。
- (11) **市の担当者が作業状況、ダンプの雪積載量を確認に巡回しておりますので、御協力をお願いいたします。**
また、作業終了時、**最終のダンプが雪捨場担当者に作業終了の報告をするよう御配慮願います。**

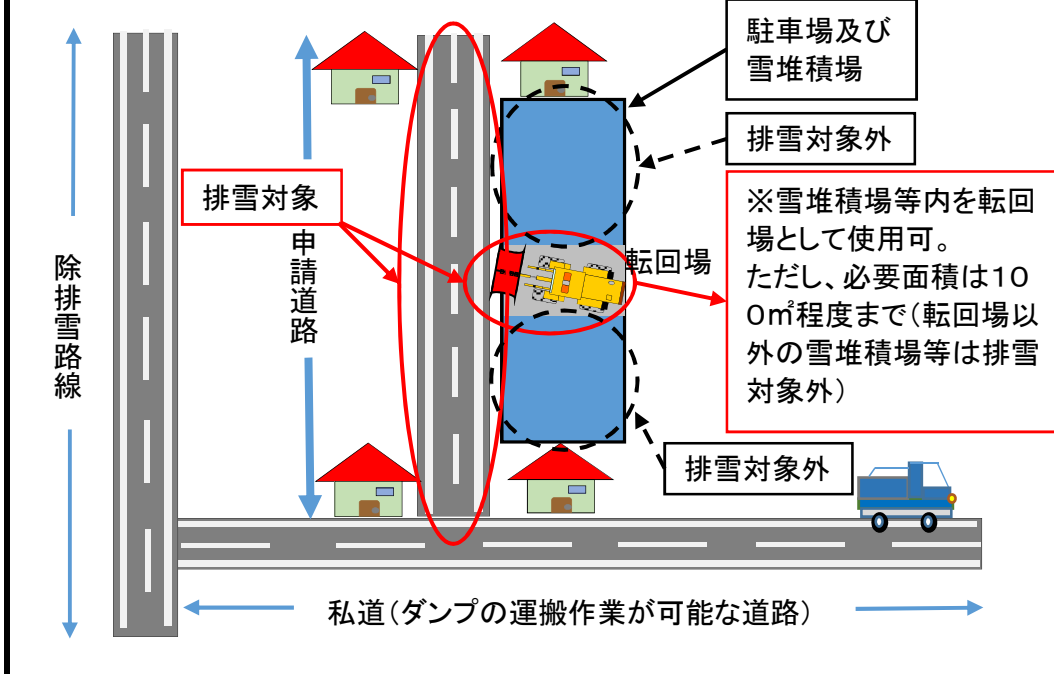
貸出ダンプ図例

① 申請道路が除排雪路線に接続している場合（申請道路の道路幅員が8m以下）

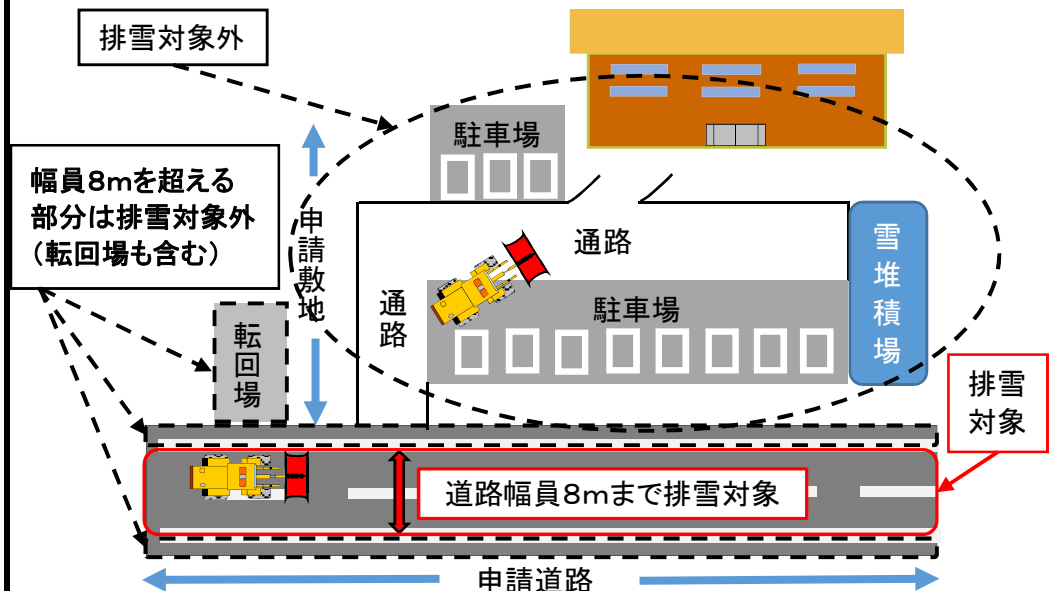


— 排雪対象
- - - 排雪対象外

② 申請道路が除排雪路線に接続していない場合（申請道路の道路幅員が8m以下）



③ 集合住宅の敷地内及び道路幅員8mを超える道路



令和4年度 貸出ダンプ積込登録業者一覧表

| 整理番号 | 業 者 名 | 郵便番号 | 住 所 | 電話番号 | FAX番号 |
|------|--------------|----------|--------------|--------------|--------------|
| 1 | ㊦安藤工業 | 047-0048 | 高島1-5-15 | 64-1258 | 64-1258 |
| 2 | 石川建機 | 047-0011 | 天神2-9-11 | 29-1146 | 29-1146 |
| 3 | 栄伸開発工業(株) | 048-2672 | 塩谷3-30 | 26-1251 | 26-3165 |
| 4 | (有)エス・エス荒井建設 | 048-2672 | 塩谷1-2-55 | 28-2141 | 28-2142 |
| 5 | (有)小樽建設小型運送 | 047-0023 | 最上1-25-3 | 22-6154 | 22-6155 |
| 6 | 小樽建設産業(有) | 047-0037 | 幸2-14-1 | 32-3550 | 22-8496 |
| 7 | (株)かさまる土建 | 047-0046 | 赤岩1-11-8 | 21-5117 | 21-5118 |
| 8 | 協誠建設(株) | 048-2671 | オタモイ3-13-20 | 26-2002 | 26-2791 |
| 9 | 建友技研工業(株) | 048-2672 | 塩谷2-3-5 | 26-2902 | 26-2485 |
| 10 | (株)コマツダ | 047-0015 | 住吉町12-15 | 32-6123 | 32-6149 |
| 11 | (株)佐々木創建 | 047-0154 | 朝里川温泉1-334-2 | 51-5205 | 51-5206 |
| 12 | (株)三景建設 | 047-0047 | 祝津2-348-5 | 29-0619 | 29-4758 |
| 13 | (有)嶋崎産業 | 047-0037 | 幸4-12-21 | 33-0309 | 52-3565 |
| 14 | (有)祝津運送 | 047-0047 | 祝津2-191 | 25-3622 | 25-4066 |
| 15 | 翔建(有) | 047-0047 | 祝津2-308-80 | 25-9183 | 25-9184 |
| 16 | 進栄建設(株) | 047-0011 | 天神2-10-2 | 61-1378 | 61-1379 |
| 17 | (株)杉本運輸 | 047-0013 | 奥沢4-17-12 | 23-6201 | 23-6205 |
| 18 | (有)創建社 | 047-0023 | 最上2-2-7 | 34-1850 | 34-1856 |
| 19 | (株)竹下建材店 | 047-0037 | 幸2-11-25 | 25-0957 | 25-0964 |
| 20 | (株)谷川土木 | 047-0034 | 緑2-9-10 | 61-7025 | 61-7026 |
| 21 | (株)道都開発 | 047-0023 | 最上1-21-16 | 32-2580 | 61-7810 |
| 22 | (有)広川設備 | 047-0043 | 豊川町16-9 | 33-0096 | 33-0120 |
| 23 | (有)北興油機 | 047-0013 | 奥沢3-30-7 | 34-2636 | 34-2640 |
| 24 | (株)みかみ建設 | 048-2672 | 塩谷1-1-45 | 26-3420 | 26-3442 |
| 25 | (株)三上工業 | 047-0048 | 高島5-11-25 | 64-1818 | 64-1817 |
| 26 | (株)水谷内建設工業 | 047-0034 | 緑2-27-4 | 32-6498 | 23-2285 |
| 27 | (有)宮田土建興業所 | 047-0034 | 緑1-11-10 | 24-1821 | 24-1823 |
| 28 | (有)八起 | 047-0046 | 赤岩1-27-34 | 0133-76-2151 | 0133-76-2161 |
| 29 | (株)山修嶋田建業 | 047-0021 | 入船3-16-7 | 32-2017 | 34-0426 |
| 30 | 大和建设(株) | 047-0046 | 赤岩1-15-18 | 24-2260 | 55-5551 |

| | |
|--------|----|
| 整理番号 | |
| ステーション | st |

貸出ダンプ申込書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊 哉 様

町会名・団体名

住所 小樽市 町 丁目 番 号

代表者名 印

電話番号

申込箇所の今年の貸出ダンプ実施回数 () 回目

| | | | | |
|--|------|--------------------------------|-----|----------------------------|
| 実施希望日・時間 <small>(連続する3日以内)</small> <small>※希望日は必ず第3希望まで御記入願います。</small> <small>※時間は8時00分から17時00分までの間で御記入願います。</small> | 第1希望 | 令和 年 月 日 () 日間 ~ 時 分 ~ 時 分 | 決定日 | / () ~ / () 時 分 ~ 時 分 |
| | 第2希望 | 令和 年 月 日 () 日間 ~ 時 分 ~ 時 分 | | / () ~ / () 時 分 ~ 時 分 |
| | 第3希望 | 令和 年 月 日 () 日間 ~ 時 分 ~ 時 分 | 変更日 | / () ~ / () 時 分 ~ 時 分 |

| | | |
|-----------------|------------|------------------------------|
| 実施箇所 (図面を添付) | 小樽市 町 番 付近 | 【路線延長】 m ※概ねの距離を記入してください。 |
| | | 【道路幅員】 m ※概ねの距離を記入してください。 |

| | | |
|--------------|-----------|------|
| 担当者 (連絡先) | 小樽市 町 番 号 | |
| | 氏名 | 電話番号 |

| | |
|-------|------|
| 積込業者名 | 担当者名 |
| | 電話番号 |

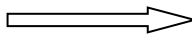
| | |
|------------|--|
| 希望ダンプ種類・台数 | 4 t () 台 10 t () 台 ※希望するダンプ (4 t 又は 10 t) の配車台数を記入してください。 |
| | [変更] |

| | |
|----------|--------------------------------|
| 交通整理員の配置 | 積込業者 ・ 申込団体 ※どちらかに「○」を付けてください。 |
|----------|--------------------------------|

| | |
|--------|--|
| 転回場の有無 | 有 ・ 無 有の場合 → 面積 m × m = m ² |
|--------|--|

| | | |
|----------------|---|---------------|
| 雪捨場 (雪処理場等) | からまつ・豊井(祝津豊井浜)・上赤岩(幸1丁目) 勝納(中央ふ頭基部)・望洋(望洋台ジャンプ駐車場) 長橋1丁目・寅吉沢・塩谷(旧建設事業室)・旧塩谷中学校 蘭島1丁目・銭函浄水場・銭函4丁目 | 距離 [変更] km |
| | (捨場比較 : ~ km ・ ~ km ・ ~ km) | |

| | |
|-----|-----------------------|
| 組合別 | 樽運 ・ 道央 ・ 道都 ・ 小樽トラック |
|-----|-----------------------|

| | |
|-----|---|
| 路線名 | ・市道  ・管理道路 ・法定外道路 ・私道 |
|-----|---|

◇御利用の手引きをよく読んでからお申し込みください◇

◇太枠線内は記入しないでください◇

貸出ダンプ日程変更等連絡票

小樽市除雪対策本部（庶務課） 宛（FAX 0134-32-3963）

積込業者名 _____

担当者氏名 _____

連絡先 _____

貸出ダンプの日程変更等について、以下のとおり連絡します。

| 整理番号 | 連絡の内容 | 変更前の日程 | 変更後の日程 | 摘要 |
|------|---------------|--------|--------|----|
| | 日程変更 キャンセル | | | |
| | 日程変更 キャンセル | | | |
| | 日程変更 キャンセル | | | |
| | 日程変更 キャンセル | | | |
| | 日程変更 キャンセル | | | |

※ キャンセルとは申請を取り消し、その場所の排雪を行わないという意味です。

別な日に移動する場合は変更となります。

また、作業日数を減らす場合でも、1日でも作業を実施するのであれば、「2日間の作業を1日に変更」、「3日間の作業を2日間に変更」とし、キャンセルとは言いません。

なお、作業日数を減らし作業予定の無くなった日程については、保留する事ができず、「減らした日数を元に戻す」という事はできません。

記入例)

| 整理番号 | 連絡の内容 | 変更前の日程 | 変更後の日程 | 摘要 |
|---------|----------------------|---------|---------------------------------|------------|
| 125-1~4 | <u>日程変更</u> キャンセル | 1/25~27 | 1/25~26 | 3日間を2日間に変更 |
| 250 | 日程変更 <u>キャンセル</u> | 2/10 | | キャンセル |
| 1022 | <u>日程変更</u> キャンセル | 3/10 | 3/13 | 1167と入れ替え |
| 1167 | <u>日程変更</u> キャンセル | 3/13 | 3/10 | 1022と入れ替え |

皆様へのお知らせ

～砂まきボランティアを募集しています～

砂まきボランティア制度とは、制度に登録していただいた皆様に市から散布用の砂をお届けし、市で機械による砂散布ができない急坂・狭隘路線や歩道の滑りやすい箇所に対して、冬期間の砂散布作業の御協力をしていただくものです。

制度の趣旨を御理解いただき、参加することが可能な方は、別紙の砂まきボランティア申込書に必要事項を明記の上、下記の担当課へ提出をお願いいたします。皆様の御協力をお願いいたします。

記

●皆様へお願いする作業内容

1. 市道における急坂又はつるつる路面への砂の散布作業

- ①土のう袋（砂小袋（3kg）が6袋入）を3袋ほど、市から皆様にお届けいたしますので、急坂やつるつる路面へ砂の散布をお願いします。
- ②使用後の小袋は、処分又は最寄りの砂箱へ戻してください。
- ③未使用の砂の小袋は、次年度に撒いていただくことを前提に、各自で保管をお願いいたします。

2. 砂箱周辺の除雪及び清掃作業

※散布の際、砂箱の砂を利用する場合、その砂箱周辺の除雪及び清掃作業もあわせて、お願いいたします。

●砂まきボランティアに関する問合せ先

除雪対策本部事務局（建設部 建設事業室 維持課）

TEL 27-0205 又は 32-4111(内線7578・7579)

FAX 27-4469

※砂まきボランティア申込書の提出は、事前でも、砂配達時でも差し支えありません。

※砂の追加配達につきましても、「問合せ先」に御依頼ください。

令和 年 月 日

砂まきボランティア申込書

| | | |
|----------|-------------|-----------------|
| 協力者 | 氏名 | |
| | 住所 | 小樽市 丁目 番 号 町 |
| | 電話 | 局 番 |
| 散布場所 | 丁目 番 号 宅～ 宅 | |
| 付近の砂箱の有無 | 有 ・ 無 | |

〈お願いする活動内容〉

- ・ 砂まき
- ・ 砂の保管（付近に砂箱がない場合）
- ・ 砂箱周辺の除雪及び清掃

皆様へのお知らせ

～ 道路清掃のご協力をお願いします ～

市では、冬期間における凍結路面对策として、砂散布車（機械）や砂まきボランティア（人力）による散布対応を行っているため、融雪期において多くの砂が道路面に残ることがあります。

そのため、市が管理する道路では、路面清掃車（機械）や人力による道路清掃を春先に実施しておりますが、全ての道路への対応が行き届かない場合があります。

つきましては、快適な生活環境を保つため、ご自宅周辺の道路について、無理のない範囲内での清掃活動にご理解とご協力をお願いいたします。



●皆様へお願いする作業内容

道路の清掃作業

- ① 冬期間に撒かれた砂等を土のう袋やゴミ袋に集めていただければ、後日、市で回収に伺います。
- ② 集めた砂を有効活用される場合は使っていただいても差し支えありません。

◎道路清掃にご協力いただける方々におかれましては、清掃で発生した砂等を入れるための袋（土のう袋）をお届けしますので、下記の担当課までご連絡ください。

●道路清掃に関するお問い合わせ先

担当課：小樽市 建設部 建設事業室 維持課

TEL 直通 27-0205 または 代表 32-4111（内線7578・7579）

令和4年度 国道除排雪計画

| | | | | |
|-----------------------|--|--|--|---|
| 連絡先 (担当) 電話・FAX | 小樽開発建設部小樽道路事務所 第2工務課工務係 TEL(事務所代表) 22-9116 平日、昼間 TEL(情報連絡室) 32-3237 緊急時のみ FAX 33-1719 | | | |
| 区 間 | 一般国道 5号 余市町境界～道道環状線交点 | 一般国道 5号 道道環状線交点～柂里交差点 一般国道 393号 5号交点～赤井川村境界 | 一般国道 5号 柂里交差点～札幌市境界 一般国道 337号 5号交点～札幌市境界 | 合計 |
| 除雪延長 | 一般国道 5号 6.1 km | 一般国道 5号 15.7 km 一般国道 393号 16.1 km | 一般国道 5号 13.1 km 一般国道 337号 2.5 km | 一般国道 5号 34.9 km 一般国道 337号 2.5 km 一般国道 393号 16.1 km |
| 排雪延長 | 一般国道 5号 3.0 km | 一般国道 5号 13.7 km 一般国道 393号 2.8 km | 一般国道 5号 13.1 km 一般国道 337号 2.5 km | 一般国道 5号 29.8 km 一般国道 337号 2.5 km 一般国道 393号 2.8 km |
| 歩道除雪延長 | 一般国道 5号 5.5 km | 一般国道 5号 25.8 km 一般国道 393号 4.7 km | 一般国道 5号 26.2 km 一般国道 337号 5.0 km | 一般国道 5号 56.6 km 一般国道 337号 5.0 km 一般国道 393号 4.7 km |
| 車両体制 | 12台 グレーダ 0台 ロータリ除雪車 1台 除雪トラック 2台 除雪トラック 2台 (散布装置付) 歩道除雪車 4台 凍結防止剤散布車 1台 ホイールドーザー 2台 ※余市町・仁木町の5号を含めた体制 | 18台 グレーダ 3台 ロータリ除雪車 3台 除雪トラック 4台 歩道除雪車 3台 除雪ドーザ 1台 凍結防止剤散布車 2台 トラクターショベル 2台 ※5号・393号を併せた体制 | 15台 グレーダ 1台 ロータリ除雪車 1台 除雪トラック 3台 歩道除雪車 4台 除雪ドーザ 2台 凍結防止剤散布車 2台 トラクターショベル 2台 ※5号・337号を併せた体制 | 45台 グレーダ 4台 ロータリ除雪車 5台 除雪トラック 11台 歩道除雪車 11台 除雪ドーザ 3台 凍結防止剤散布車 5台 トラクターショベル 4台 ホイールドーザー 2台 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ロードヒーティング 11月中に通電開始予定(気象状況等により若干前後の可能性あり) ・雪堆積場 寅吉沢・中央ふ頭・張碓旧道・銭函地区に雪堆積場を確保 | | | |

令和4年度 道道除排雪計画

| | |
|-----------------------|---|
| 連絡先 (担当) 電話・FAX | 小樽建設管理部 事業室事業課 TEL 54-7670 FAX 54-5722 |
| 除雪延長 | 48.1km 小樽定山溪線 15.3km 小樽港線 2.7km 小樽海岸公園線 5.5km 天神南小樽停車場線 5.6km 銭函停車場線 0.7km 銭函インター線 1.0km 小樽港稲穂線 0.4km 小樽環状線 13.2km 塩谷～最上 8.2km 新光～真栄 5.0km 小樽石狩線 2.9km 小樽塩谷インター線 0.8km |
| 排雪延長 | 22.9km 小樽定山溪線 4.0km 小樽港線 2.6km 小樽海岸公園線 3.9km 天神南小樽停車場線 5.6km 銭函停車場線 0.7km 銭函インター線 0.7km 小樽港稲穂線 0.4km 小樽環状線 2.4km 塩谷～最上 2.0km 新光～真栄 0.4km 小樽石狩線 2.3km |
| 歩道除雪延長 | 47.4km 小樽定山溪線 8.5km 小樽港線 5.4km 小樽海岸公園線 5.9km 天神南小樽停車場線 9.9km 銭函停車場線 0.7km 銭函インター線 0.9km 小樽港稲穂線 0.7km 小樽環状線 13.5km 塩谷～最上 11.0km 新光～真栄 2.5km 小樽石狩線 2.5km |
| 車両体制 | 52台 グレーダ 8台 ロータリ除雪車 8台 除雪トラック 3台 タイヤドーザ 15台 歩道除雪車 9台 凍結防止剤散布装置 3台 ハンドガイド 6台 |
| その他 | 雪堆積場所 ・小樽市中央ふ頭 ・小樽市銭函3丁目 ・小樽市潮見台3丁目 ・小樽建設管理部新光除雪ステーション敷地ほか |

令和4年度 札幌自動車道・後志自動車道除排雪計画

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>連絡先 (担当) 電話・FAX</p> | <p>東日本高速道路株式会社 北海道支社 札幌管理事務所 TEL 011-598-8029 (代表) 011-598-8309 (工務直通) FAX 011-598-8039 (夜間) 道路管制センター 011-892-7715</p> |
| <p>除雪延長</p> | <p>47.6 km ・札幌自動車道 (小樽 I. C ~ 札幌西 I. C) 24.3 km ・後志自動車道 (余市 I. C ~ 小樽 JCT) 23.3 km</p> |
| <p>排雪延長</p> | <p>・小樽 I. C ~ 札幌西 I. C 間 並びに余市 I. C ~ 小樽 JCT 間の橋梁部等の路肩より</p> |
| <p>歩道除雪延長</p> | |
| <p>車両体制</p> | <p>72台 (管理事務所全体台数) 除雪トラック 31台 ロータリ除雪車 11台 湿塩散布車 (除雪兼用) 12台 トラクターショベル 18台</p> |
| <p>その他</p> | <p>高速道路の除雪作業は車線全幅を除雪車が3台並んで行うため、作業中は追い越しができませんのでご理解ください。 除雪作業中は、情報板等でお知らせしています。</p> |